

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根 拠 条 項：第12条の3  |
| 処 分 の 概 要：調査のための受診命令  |
| 原権者（委任先）：長野県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）、第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、第12条の3       |
| 処 分 基 準：<br>法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。 |
| 問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室<br>（電話：026-233-0110）   |
| 備 考：  |